

幼保連携型認定こども園以外の3類型認定こども園に係る認定事務の 中核市への権限移譲に伴う条例の制定について

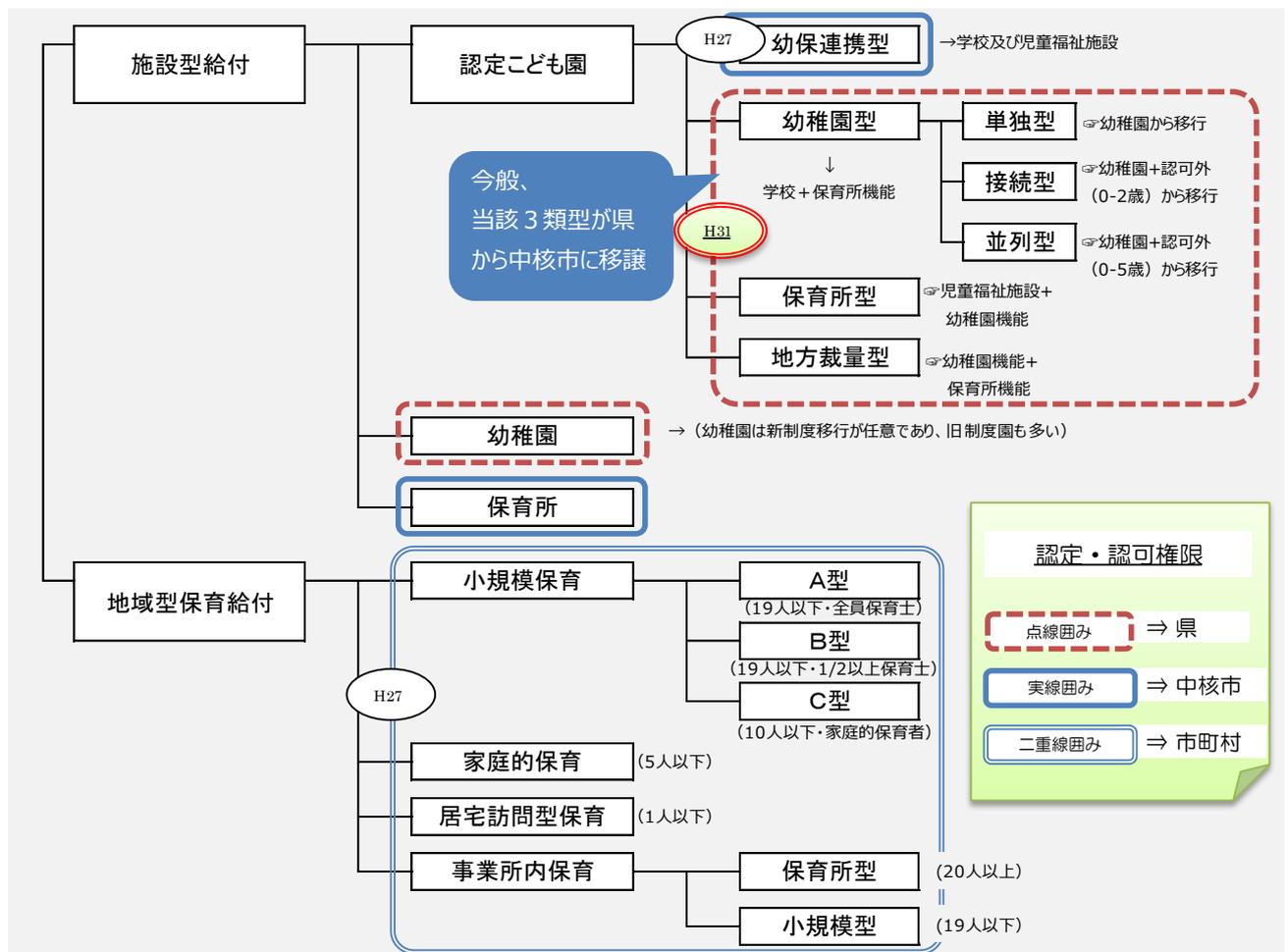
1 沿革

子ども・子育て関連3法^{※1}（H24.8.22公布）により、関係法令が改正されたことを受け、本市を含む中核市においては、4類型ある認定こども園のうちの幼保連携型認定こども園、地域型保育給付（図1参照）に関する設備・運営基準を新たに設け、事業の認可及び運営費の給付を行っているところである。

※1・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（いわゆる「認定こども園法」）の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

（図①：現行の各施設類型と認可権限）



2 権限移譲の経緯等

(1) 認定こども園の類型及び各権限

以下のとおり、大きく分けて4つの類型がある。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
法的性格	学校 かつ 児童福祉施設	認可幼稚園（学校） + 保育所機能部分（認可外）	認可保育所（児童福祉施設） + 幼稚園機能部分（認可外）	幼稚園機能部分（認可外） + 保育所機能部分（認可外）
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ	国、自治体、学校法人のみ	制限なし	制限なし
認可権者	いわき市（中核市）	福島県（幼稚園認可）	いわき市（保育所認可）	—
認定権者	いわき市（中核市）	福島県		
確認権者※	いわき市（市町村）			

法により、新制度開始当初から中核市等に認定権等が付与されていた類型・事務

今回、国が中核市に認定事務を新たに移譲（認定権を付与）する類型

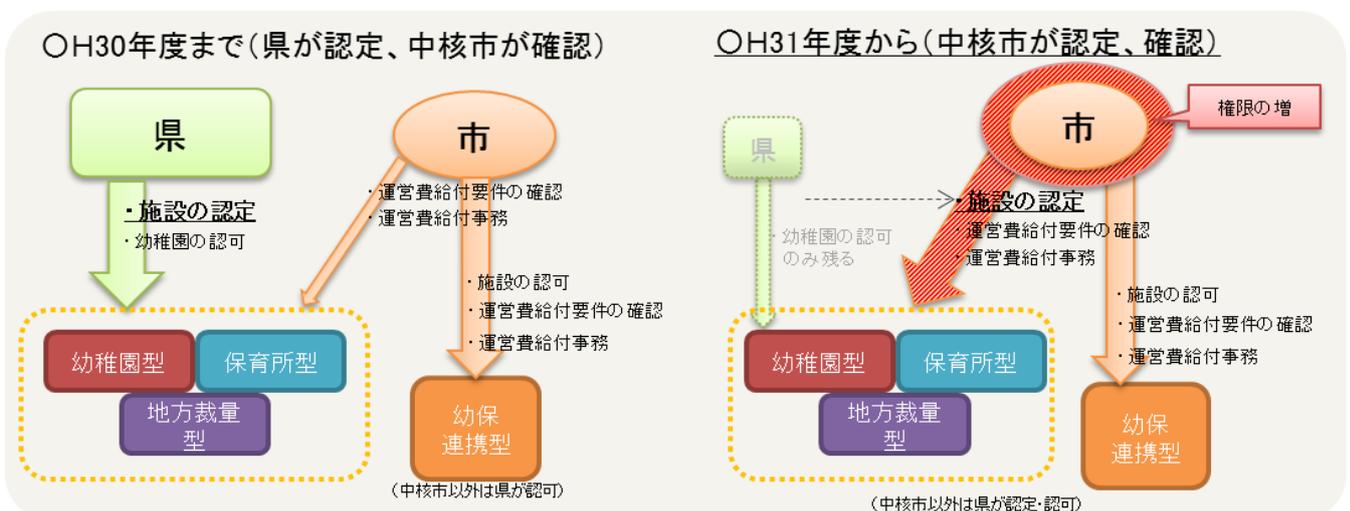
※子ども・子育て支援法に基づく確認（施設型給付費、地域型保育給付費の交付）に係る事務は市町村

(2) 権限移譲の経緯

上述のとおり認定こども園のうち、幼保連携型以外の類型については県の認定権限が残されたことから、市町村で定める整備計画との整合を図り難いことや、事業者の申請先が認定と給付で異なるといった煩雑さなどが課題として国に寄せられ、次のとおり当該施設に係る認定権限の移譲が決定された。

- ① 内閣府実施の平成 28 年度地方分権改革に関する提案において、平成 30 年度より、政令指定都市へ全ての認定こども園に係る権限の移譲が決定。
- ② ①の提案において、松山市等が当該認定事務を中核市へ移譲するよう、国に意見を提出。
- ③ その後、都道府県等からの要望も行われ、国は平成 31 年度より、中核市へ全ての認定こども園に係る権限の移譲を決定し、根拠法となる認定こども園法を改正（30.6.27 公布）

(図②：権限移譲の概要)



3 本市の状況について

(1) 平成 30 年 11 月現在の認可状況

⇒幼保連携型 8 園、幼稚園型 1 園、保育所型・地方裁量型 0 園の計 9 園

No.	名称	類型	認可年月日
1	あそびの森こども園	幼保連携型	平成 27 年 4 月 1 日
2	錦星幼保連携型認定こども園	幼保連携型	平成 27 年 4 月 1 日
3	認定こども園りんごの木	幼保連携型	平成 29 年 4 月 1 日
4	久之浜こども園	幼保連携型	平成 29 年 4 月 1 日
5	認定こども園なこそ幼稚園	幼稚園型	平成 29 年 8 月 1 日
6	平幼稚園	幼保連携型	平成 30 年 4 月 1 日
7	神谷こども園	幼保連携型	平成 30 年 4 月 1 日
8	九品寺こども園	幼保連携型	平成 30 年 4 月 1 日
9	わかぎ幼稚園	幼保連携型	平成 30 年 4 月 1 日

(2) 今後の見込み

⇒幼保連携型 2 園、幼稚園型 2 園、保育所型 2 園、地方裁量型 0 園の計 6 園の審査を予定。

4 今後について

現在条例案を作成中であり、今月より開かれる 11 月定例会へ提出予定。

⇒ 今回の議会にて可決された場合には、12 月中下旬ごろに公布される見込みであり、来年 4 月 1 日に施行するまで、約 3 か月の周知期間となる。

5 各類型の認定こども園の主な基準等について

	 幼保連携型 認定こども園	 幼稚園型 認定こども園	 保育所型 認定こども園	 地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましい いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましい いがいずれかでも可 <small>※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要</small> 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましい いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) <small>※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。</small>	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) <small>※ただし、参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。</small>
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。

◎ 内閣府「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」より抜粋